

平成27年12月21日交渉（全労働茨城支部）議事概要

茨城労働局長（当局）は、平成27年12月21日（月）全労働省労働組合茨城支部長（全労働）と職員の処遇改善等に係る交渉を行った。概要は以下のとおりである。

全労働

- 1 労働行政体制の拡充について
行政体制確立のため、労働行政運営に必要な定員を十全に確保すること。
- 2 賃金の改善について
給与制度の総合的見直しの是正、高齢期の職務と生活にふさわしい退職手当に改善すること。
- 3 関東・東北豪雨で被災した常総署所について
常総署所の1日も早い通常業務体制への復旧を目指して、引き続き取り組むこと。

当局

- 1 行政体制の確保について
労働行政の魅力を積極的にアピールし、平成28年度についても、引き続き、新規採用職員の確保に努め、行政運営体制への影響を最小限に抑えるべく努力していく。
- 2 賃金の改善等について
職責が重くなる高齢層職員に対する「給与制度の総合的見直し」については、モチベーション低下等が懸念される面もあり、公務の特殊性及び職員の生活実態等を十分考慮し、安心して職務に精励できるための適切な措置を講じるよう、関係機関に要請していく。
- 3 関東・東北豪雨で被災した常総署所について
常総署所については、関東・東北豪雨で被災した後、常総市内にあるポリテクセンター茨城内に仮事務所を設立し、システムが使用できない環境の下、創意工夫して、何とか業務をこなしてきたが、常総所においては、平成27年12月14日から、常総署においては、平成27年12月21日から、元の場所で通常業務を実施することができるようになった。
今後、汚損した書類の処理・保管方法等の懸案事項について、職員の意見も聞きつつ、適切に対応していきたい。